

熊本市公報(契約)

第22号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局契約監理部契約政策課
発行日 令和5年4月24日

目次

○入札公告（令和5年度（2023年度）熊本市総合行政情報システム共通基盤システム機器賃貸借（高速・中速プリンタ等））	1
○入札公告（熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業）	8

契約公告第384号
令和5年4月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一史

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度（2023年度）熊本市総合行政情報システム共通基盤システム機器賃貸借（高速・中速プリンタ等）

(2) 目的及び概要

本調達は、平成28年度（2016年度）及び平成29年度（2017年度）に熊本市総合行政情報システム共通基盤システム機器として導入した機器の更新を行うことを目的とする。

ア 情報機器等（プリンタ）の賃貸借

イ 情報機器等の設置調整作業（搬入・設置・設定）

ウ 情報機器等の賃貸借期間中の保守作業

※詳細は仕様書を参考のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 外

(4) 賃貸借期間

ア 賃貸借期間Ⅰ

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

イ 賃貸借期間Ⅱ

令和6年（2024年）9月1日から令和11年（2029年）8月31日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局デジタル部システム推進課

電話 096-328-2050（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「18 リース・レンタル」・第2分類「1 OA機器類」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

5 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和5年（2023年）4月24日（月曜日）から令和5年（2023年）6月5日（月曜日）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2の担当部局において「仕様書等交付申請書（様式第1号）」による申請後、配布するものとする。

- (2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方

法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第3号）

イ 提出期限

令和5年（2023年）5月10日（水曜日）午後5時まで

郵送する場合は、令和5年（2023年）5月10日（水曜日）までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局デジタル部システム推進課）宛

また、封筒の表面に申請する「件名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は5(2)カ(オ)アの部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要な書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「件名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

令和5年（2023年）5月10日（水曜日）午後4時まで。郵送する場合は、令和5年（2023年）5月10日（水曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定す

る外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(㉒) 提出先

a 持参の場合

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所本庁舎6階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

b 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

- (3) 競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和5年（2023年）4月24日（月曜日）から令和5年（2023年）5月25日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

メールアドレス systemsuishin@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和5年（2023年）5月29日（月曜日）までに開始し、令和5年（2023年）6月5日（月曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札及び開札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参による場合

(ア) 入札日時

令和5年（2023年）6月5日（月曜日）午後4時00分

(イ) 入札場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所本庁舎6階入札室

イ 郵送による場合

(ア) 提出期限

令和5年（2023年）6月2日（金曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(イ) 送付先

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封筒の全ての継ぎ目に封印し、「件名」、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載して、次の宛先へ送付すること。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局デジタル部システム推進課）宛

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする（2回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）。
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。
- (8) 入札書は、令和5年（2023年）6月5日（月曜日）午後4時00分の入札後直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- (3) 最低制限価格は設定しない。

1 2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第 5 条に定めるところにより、免除とする。

- (3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）第 2 2 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (4) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

- (5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- (8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

- (9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。

- (10) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

1 3 S u m m a r y

- (1) Lease Title

Continuous form printer lease for Kumamoto City general administrative information system common base system

- (2) Rental period
Lease period I: From April 1st,2024 to March 31st,2029
Lease period II: From September 1st,2024 to August 31st,2029
- (3) Application Submission Deadline (in Person)
By 5:00PM on May 10th (Wednesday), 2023
- (4) Application Submission Deadline (by Mail)
Must arrive by May 10th (Wednesday), 2023
Exceptions will not be made for lost or delayed deliveries. Please plan accordingly.
- (5) Bidding Day
June 5th (Monday), 2023 at 4:00 PM
- (6) Deadline for Mail Bid Submissions
Must arrive by June 2nd (Friday), 2023
Exceptions will not be made for lost or delayed deliveries. Please plan accordingly.
- (7) Bidding Location
1-1 Tetorihoncho, Chuo-ku, Kumamoto City
Kumamoto City Hall Main Government Building 6F Bidding Room
- (8) Language and Currency for Used for Bidding Procedures
Japanese language and Japanese Yen (JPY) only.
- (9) Administrating Office
Systems Promotion Section
Digital Department
General Affairs Bureau
1-1 Tetorihoncho, Chuo-ku, Kumamoto City 〒860-8601
Phone:81-96-328-2050
E-mail:systemsuishin@city.kumamoto.lg.jp

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約について次のとおり総合評価一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名

熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業概要

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき実施し、特定事業者が自らの提案をもとに既存住宅等の解体撤去、建替住宅等の設計・建設等を行い、市に所有権を移転するBT方式（Build Transfer）により整備を行う本体事業（特定事業）と、提案に応じて、余剰予定地活用企業が民間施設等の整備附帯事業を行うものである。

イ 本事業の対象となる施設

入札説明書等で示す範囲とする。

ウ 事業期間

契約締結日から概ね7年間

エ 事業範囲

入札説明書等で示す範囲とする。

(3) 事業場所

- ・熊本市営高平団地（熊本市北区高平2丁目381－1ほか）
- ・熊本市営大窪団地（熊本市北区大窪5丁目261－6ほか）

※詳細は、入札説明書等で示す範囲とする。

2 競争入札参加資格

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者の構成

入札参加者は、次に掲げる企業で構成される応募グループとする。

- (ア) 建替住宅等を設計する企業（以下、「設計企業」という。）
- (イ) 建替住宅等を建設する企業（以下、「建設企業」という。）
- (ウ) 建替住宅等の工事を監理する企業（以下、「工事監理企業」という。）
- (エ) 入居者移転支援業務を行う企業（以下、「入居者移転支援業務企業」という。）
- (オ) 余剰予定地活用企業

イ 応募グループ

応募グループは、代表企業を定めること。

ウ 代表企業

代表企業は、本事業を遂行するうえで中心的な役割を果たす企業とし、建設企業又は余剰予定地活用企業に限るものとする。なお、建設企業として特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）を組成する場合に建設企業を代表企業として定める場合には、当該JVの代表者である代表構成員を代表企業とし、余剰予定地活用企業が複数ある場合に余剰予定地活用企業を代表企業として定める場合は、余剰予定地の対価の支払いが最大のものを代表企業とする。

エ 複数業務について

応募グループの構成員のうち、(2)イ(ア)～(オ)の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理企業は建設企業を兼ねることはできないものとし、資本関係もしくは人的関係において次に掲げる(ア)～(オ)のいずれかに該当する者でないこととする。

- (ア) 工事監理企業が建設企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している者。
- (イ) 工事監理企業が建設企業の資本総額の50%を超える出資をしている者。
- (ウ) 建設企業が工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している者。
- (エ) 建設企業が工事監理企業の資本総額の50%を超える出資をしている者。
- (オ) 工事監理企業において代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている者。

オ 構成員の変更等について

資格審査書類の受付日後においては、原則として応募グループの構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

カ 複数応募の禁止

応募グループの構成員及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者（※）は、他の提案を行う応募グループの構成員になることはできない。

※「資本面において関係のある者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- ※「人事面において関係のある者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- (ウ) 一方の会社の代表権を有する者（個人企業の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

- (ア) PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (エ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (オ) 市から、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 7 年告示第 108 号）、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (カ) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (キ) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (ク) 過去 3 年間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (ケ) 市が、本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者並びに同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。
 - ・株式会社地域経済研究所
 - ・株式会社地域経済研究所が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社地域計画建築研究所、楠会計事務所及び弁護士法人御堂筋法律事務所
- (コ) 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関係のある者が参加していないこと。

イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者は、事業を適切に実施できる能力（技術・実績・資金・信用等）を備える者であり、資格審査書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、総括する者を置くものとし、総括する者は次の a から d の要件を、その他の者は a 及び b の要件を満たしていること。

- a 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 41 年規則第 15 号）第 10 条に規定する有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 共同住宅（各戸が一部屋だけの共同住宅を除く。）で、5 階建て以上の新築工事の実績及び延床面積 2,000 m²以上又は 30 戸以上の新築工事（以下、「参加資格要件工事」という。）の基本設計又は実施設計の元請としての実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 15 年間に竣工したものに限る。
- d 設計企業と入札参加申込書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、落札後、市が必要と認めた場合、設計企業は配置予定技術者（管理技術者）を変更することができる。

(イ) 建設企業

建設企業は J V とする。J V を組成するにあたり、次の a の要件を満たすこととし、代表者である代表構成員は、次の b から f の要件をすべて満たし、その他の構成員は、次の b から d の要件をすべて満たしていること。

- a J V の組成にあたっては、共同施工方式（以下「甲型 J V」という。）によるものとし、次の要件をすべて満たしていること。

- (a) J Vの代表構成員は出資比率が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
- (b) J Vの構成員数は3社とすること。
- (c) 1構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。
※甲型 J Vの詳細については国土交通省ホームページを参照のこと。
URL：
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html
- b J Vの構成員については、有資格者名簿の業種名「建築一式工事」に登録していること。
- c 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、当該企業が実施する工事に対応した業種（以下「対象業種」という。）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- d 「建築一式工事」について、直近の建設業法第27条の23に規定される経営事項審査の結果による総合評定値が、建設企業のうち1者以上が1,000点以上の者であること。その他の者は850点以上であればよいものとする。
- e 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したもので、元請として受注したものであること。なお、J Vとして有する工事实績については、以下のとおりに限るものとする。
- ・ 2社の場合、30%以上の出資比率
 - ・ 3社の場合、20%以上の出資比率
 - ・ 4社の場合、15%以上の出資比率
- f 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置できること（申請は3名まで。）
- (a) 一級建築施工管理技士、一級建築士又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
- (b) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (v) 工事監理企業
- 工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、総括する者を置くものとし、総括する者は次のaからdの要件を、その他の者はa及びbの要件を満たしていること。
- a 有資格者名簿に登録されていること。
- b 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 参加資格要件工事の工事監理の元請としての実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限り。
- d 工事監理企業と、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。
- (x) 入居者移転支援業務企業
- a 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参

資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、名簿に登録されている業種等の詳細は問わない。

- b 入居者移転支援業務企業は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業者の免許を有すること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、総括する者を置くものとし、すべての入居者移転支援業務企業が当該免許を有すること。

(オ) 余剰予定地活用企業

- a 参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、名簿に登録されている業種等の詳細は問わない。

- b 余剰予定地活用企業は、提案する内容と同種の事業を行った実績を有する者であること。なお、複数の者で業務を分担する場合は、総括する者を置くものとする。

ウ 資格審査書類の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた応募グループの構成員が、資格審査書類の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (ア) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、応募グループの構成員のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、入札参加資格等を確認のうえ、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

- (イ) 開札日の翌日からPFI事業者（落札者）決定日までの間、応募グループの構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者をPFI事業者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

- (ウ) 事業契約に係る議会の議決日までの間、PFI事業者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市はPFI事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市はPFI事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該PFI事業者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該PFI事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

3 申請手続等

(1) 入札説明書等の交付期間及び方法

令和5年（2023年）4月24日（月）から令和5年（2023年）5月31日（水）の期間に、熊本市ホームページにおいてダウンロードすること。郵送又は電送（電子メール等）による交付は行わない。

(2) 提出方法等

入札参加を希望する者は、入札参加表明書及び参加資格審査書類を提出し、競争入札参

加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出方法

持参又は郵送で下記提出先に提出すること。また、封筒の表面に申請する「事業名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

なお、郵送による場合は一般書留か簡易書留によることとし、熊本市都市建設局住宅部住宅政策課に令和 5 年（2023 年）6 月 23 日（金）午後 5 時までに必着とする。

イ 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局住宅部住宅政策課

ウ 提出期限

令和 5 年（2023 年）6 月 21 日（水）から令和 5 年（2023 年）6 月 23 日（金）まで

郵送する場合は、令和 5 年（2023 年）6 月 23 日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

エ 2(2)イ(ア) a、(イ) b、(ウ) a、(エ) a 及び(オ) a で掲げる有資格者名簿、参加資格者名簿に登録されていない者も、入札参加表明書及び参加資格審査書類を提出できるが、提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

(ア) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 3(2)エ(オ)の部局において配布する（配布については、熊本市の休日及び期間の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。配布時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は次のとおり。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

郵送又は電送（電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

申請要領に定める申請書及び必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「事業名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。)

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

令和 5 年（2023 年）6 月 23 日（金）午後 4 時まで。郵送する場合は、令和 5 年（2023 年）6 月 23 日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載すること。

(オ) 提出先

a 持参の場合

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所本庁舎6階

（入居者移転支援業務企業又は余剰予定地活用企業の場合）

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

（設計企業、建設企業又は工事監理企業の場合）

熊本市総務局契約監理部工事契約課

b 郵送の場合

（入居者移転支援業務企業又は余剰予定地活用企業の場合）

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

（設計企業、建設企業又は工事監理企業の場合）

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部工事契約課）宛

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、3(2)エの申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、令和5年（2023年）7月14日（金）までに、市から代表企業へ書面により通知する。

4 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。

6 入札手続等

- (1) 3(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、入札提出書類（入札書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書）を以下のとおり提出すること。

ア 提出方法

入札参加者は、入札書及び事業提案書の正1部及び内容を記録した電子メディア（CD-R等）をまとめて一般書留か簡易書留の郵送により提出すること。持参、電送（電子メール等）による提出は認めない。郵送物の表に「入札提出書類在中」と明記のうえ、参加グループ名を記載すること。入札書は単独で封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封筒の全ての継ぎ目に封印し、「事業名」、「入札書在中」及び「親展」と記載すること。

イ 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部住宅政策課

ウ 提出期限

令和5年（2023年）8月14日（月）から令和5年（2023年）8月18日（金）までの午前9時から午後5時まで（必着）。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

7 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 落札者の選定方法

市は、落札者の選定を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により行う。

審査及び選定の具体的な内容については、入札公告時に公表する入札説明書に添付する落札者決定基準において掲示する。

なお、落札者を選定するまでの間に、応募グループの構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

(2) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(3) 落札者の無効及び取消し

ア 落札の無効

申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

イ 落札の取消し

競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

ウ 落札決定を取り消した場合の措置

落札者が事業契約を締結しない場合及びこの号イにより落札決定を取り消した場合は、総合評価一般競争入札の総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約の手続を行うことがある。

8 提案書のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和5年（2023年）9月頃を予定

(2) 実施場所

別途指示する。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式（予定）

9 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除とする。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）第 2 2 条の定めるところにより、落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と本市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載する。

(5) 契約の締結

本事業の契約の締結については、熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 6 号）第 2 条の規定により、熊本市議会において議会の議決を経なければならない。そのため、まず仮契約を締結し、議会の議決が得られた後に本契約を締結する。

(6) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(7) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(8) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 2 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(9) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(10) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。

(11) 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

(12) 本事業に関する市の担当部局

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市都市建設局住宅部住宅政策課

T E L 0 9 6 - 3 2 8 - 2 4 3 8（直通）

E-mail jutakuseisaku■city.kumamoto.lg.jp

(■を@に読み替える。)

(13) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

1 0 S u m m a r y

(1) Project Name:

Kumamoto City Municipal Takahira Danchi & Okubo Danchi Public Housing Intensive Rebuilding Project

(2) Project Period:

About 7 years starting on the contracting day

(3) Project Location:

Kumamoto City's Takahira Danchi Municipal Housing Complex (2-381-1 Takahira, Kita-ku, Kumamoto City) and Kumamoto City's Okubo Danchi Municipal Housing Complex (5-261-6 Okubo, Kita-ku, Kumamoto City)

(4) Bidding Participation Indication Form Submission Deadline (in-Person or by Post):

From June 21 (Wednesday), 2023 to June 23 (Friday), 2023

(If submitting by post, the documents must arrive by June 23 (Friday), 2023. Exceptions will not be made in the event of delayed or lost delivery due to unforeseen circumstances. Please plan accordingly.)

(5) Bid Submission Deadline (by Post Only):

We will begin accepting bids from August 14 (Monday), 2023 and bids must arrive between 9 AM and 5 PM by August 18 (Friday), 2023. Exceptions will not be made in the event of delayed or lost delivery due to unforeseen circumstances. Please plan accordingly.

(6) Administrating Office:

Housing Policy Section,

Housing Department, Kumamoto City Urban Development and Construction Bureau

1-1 Tetorihoncho, Chuo-ku, Kumamoto City 〒860-8601

Phone Number: 096-328-2438 (direct line)

Email: jutakuseisaku■city.kumamoto.lg.jp

(Remember to replace the ■ with an @ mark.)

(7) The language and currency to be used in all procedures will be limited to Japanese language and Japanese Yen (JPY), respectively.